

令和7年第1回糸魚川市議会定例会会議録 第5号

令和7年3月14日（金曜日）

議事日程第5号

令和7年3月14日（金曜日）

〈午前10時00分 開議〉

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 議案第13号から同第17号まで及び同第30号
- 日程第4 議案第18号から同第20号まで、同第25号及び同第26号
- 日程第5 議案第22号から同第24号まで、陳情第3号及び発議第1号
- 日程第6 議案第21号
- 日程第7 議案第2号から同第12号まで及び同第29号
- 日程第8 議案第27号
- 日程第9 議案第28号
- 日程第10 議案第31号
- 日程第11 糸魚川市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 日程第12 発議第2号
- 日程第13 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 議案第13号から同第17号まで及び同第30号
- 日程第4 議案第18号から同第20号まで、同第25号及び同第26号
- 日程第5 議案第22号から同第24号まで、陳情第3号及び発議第1号
- 日程第6 議案第21号
- 日程第7 議案第2号から同第12号まで及び同第29号
- 日程第8 議案第27号
- 日程第9 議案第28号
- 日程第10 議案第31号
- 日程第11 糸魚川市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 日程第12 発議第2号
- 日程第13 閉会中の継続調査について

〈応招議員〉 18名

〈出席議員〉 18名

1番	利根川	正君	2番	阿部	裕和君
3番	横山人	美君	4番	伊藤	麗君
5番	保坂	悟君	6番	田原	洋子君
7番	渡辺	栄一君	8番	加藤	康太郎君
9番	東野	恭行君	10番	和泉	克彦君
11番	田中	立一君	12番	松尾	徹郎君
13番	宮島	宏君	14番	中村	実君
15番	近藤	新二君	16番	古畑	浩一君
17番	新保	峰孝君	18番	田原	実君

〈欠席議員〉 0名

〈説明のため出席した者の職氏名〉

市	長	米田	徹君	副	市	長	井川	賢一君				
総務部	長	大嶋	利幸君	市民部	長	渡辺	忍君					
産業部	長	五十嵐	博文君	総務課	長	嶋田	猛君					
企画定住課	長	中村	淳一君	財政課	長	猪又	悦朗君					
能生事務所	長	高野	一夫君	青海事務所	長	仲谷	充史君					
市民課	長	川合	三喜八君	環境生活課	長	木島	美和子君					
福祉事務所	長	山岸	千奈美君	健康増進課	長	林	壮一君					
商工観光課	長	大西	学君	農林水産課	長	星野	剛正君					
建設課	長	長崎	英昭君	都市政策課	長	内山	俊洋君					
会計管理者	兼	山田	康弘君	ガス水道局	長	山口	和美君					
会計課	長	兼	務	教育	長	轟本	修一君					
消防	長	竹田	健一君	教育委員会	こども課	長	室橋	淳次君				
教育	次	長	山本	喜八郎君	教育委員会	生涯学習課	長	磯貝	恭子君			
教育委員会	こども教育課	長	古川	勝哉君	中央公民館	長	兼	務	市民図書館	長	兼	務
教育委員会	文化振興課	長			監査委員	事務局	長	陶	山	智君		
歴史民俗資料館	長	兼	務									
長者ヶ原考古館	長	兼	務									
市民会館	長	兼	務									

〈事務局出席職員〉

局 長 磯 貝 直 君 次 長 伊 藤 伸 一 君  
係 長 水 島 誠 仁 君

〈午前10時00分 開議〉

○議長（保坂 悟君）

おはようございます。  
これより本日の会議を開きます。  
欠席通告議員は、ありません。  
定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（保坂 悟君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員には、1番、利根川 正議員、11番、田中立一議員を指名いたします。  
次の日程に入ります前に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。  
古畑浩一議会運営委員長。  
〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

古畑委員長。〔16番 古畑浩一君登壇〕

○16番（古畑浩一君）

おはようございます。  
長丁場の3月議会がね、いよいよ最終日、また、本任期の最後になります。市長をはじめね、この議会が最後の議会という方も多いかと思いますが、まあひとつ最終日、気合を入れてお願いしたいと思います。  
それでは、委員長報告を行います。  
3月13日に議会運営委員会が開催されましたので、その経過と結果につきましてご報告いたします。  
まず、本日提出されました追加議案につきましては、ご説明いたします。  
議案第31号、令和6年度糸魚川市一般会計補正予算（第7号）につきましては、委員会の付託を省略し、即決にてご審議いただくことで、委員会の一致を見ております。  
委員長報告につきましては、総務文教常任委員会委員長、建設産業常任委員会委員長及び市民厚生常任委員会委員長から、休会中の所管事項調査につきまして、その経過を報告したい旨の申出がありますことから、本日の日程事項として、これを許可しております。

次に、議員発議につきましては、市民厚生常任委員会委員長より、付託となっておりました陳情第3号が採択されたことから、夫婦・親子同氏制度を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書が、国を提出先として発議第1号として、また、発議第2号、子育て支援複合施設の建設を見直す要望の計2件が、所定の手続を経て提出されております。これを本日の日程事項として、委員会付託を省略し、即決にてご審議いただくことで委員会の意見の一致を見ております。

次に、選挙管理委員会及び同補充員の選挙についてであります。これを本日の日程事項とすることで、委員会の意見の一致を見ております。

次に、議会運営につきましては、ハラスメントアンケートの結果について話し合われました。アンケートは、市職員及び議員を対象に2月17日から2月26日に実施され、市の職員164名、議員16名からの回答を得ております。

委員から、アンケートの結果から、ハラスメント行為については減少傾向が見られることから、条例制定により、一定の効果が現れているのではないかと。ハラスメント行為が1件でもある限り、アンケートを継続して実施すべきである。実態をより正確に把握するために設問内容についての検討も必要ではないかなどの意見があり、議会運営委員会の集約といたしましては、アンケートについては継続して実施をしていく。また、運用規程、罰則規定の取扱いなども併せて新議会で検討してほしいとのことで、意見の一致を見ております。

ハラスメント対策のほかにも常任委員会を2常任委員会に、各委員長の公的会議、懇親会に関わる経費など、交際費とすることなどの課題は、結論が出ないまま任期を迎えることとなり、改選後の議会に引き続き協議いただきたいとすることで、意見の一致を見ております。

ほかにも議論が交わされておりますが、報告は割愛させていただきます。

以上で、議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（保坂 悟君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることに決しました。

日程第2. 所管事項調査について

○議長（保坂 悟君）

日程第2、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については、休会中、各常任委員会が開かれ、調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

東野恭行総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

東野委員長。〔9番 東野恭行君登壇〕

○9番（東野恭行君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、2月28日に所管事項調査を行っておりますので、その主な内容について、ご報告いたします。

調査項目は、市内中学校で発生したいじめ事案についてで、冒頭、担当から、関係者の聞き取りが2月上旬に終了し、調査委員による報告書が3月下旬に完成の予定であると、現状について報告がありましたが、これに関連して、スクールバス内で発生したいじめ事案についても質疑がありました。

委員より、いじめ防止の観点から、スクールバスにカメラを設置すること、また、バスと一緒に乗ってくれる人をつけてほしいという要望について、市の対応状況を問う質疑に対し、担当より、バスの委託会社に人員の手配を依頼したが、すぐに対応できないとの話で、まず、カメラの設置を優先させた。バスの乗員も手配し、保護者会にも報告を行い、3月から対応する予定であると答弁がありました。

委員より、この案件は、いじめとして認知されている事案なのか。発生時の状況や経緯も分からない状況で扱うことは大丈夫なのかという懸念があると、詳しい事情を求める質疑に対し、この件は、令和6年5月に、いじめとして認知している。冬期以外は中学生がスクールバスに乗ることはなく、令和6年の冬以降、スクールバスを小中学生で分ける対応をした。いじめの対応については、基本的には、その行為をやめさせること、再発防止、被害を受けた子供のケア、また、いじめに関係した子には反省を促すなどの対応をしてきた。今回の件もしっかり指導し、その時点で反省しており、ほかにもいろいろなことが生じたのだが、謝罪等も今後、行われる方向で話が進んでいる状況であると答弁がありました。

このほか、委員から、弱い人間は声が出せない。いじめたほうがいじめを隠してしまえば、それまでである。何の解決にもならないし、いじめられた人間は、ずっとそのことを引っ張っていくという意見、また、別の委員から、被害を受けた子供もいじめに関係した子供も、どちらも健全に育ていけるよう、そのための適切な指導が必要。保護者同士の話し合いも教育委員会がどう関わっていくかは難しい問題であるが、議会としては、教育委員会には、子供たちの成長に対して一生懸命取り組むことをお願いしたいと意見がありました。

このほかにも質疑、意見がありましたが、報告は割愛いたします。

以上で、所管事項調査報告を終わります。

○議長（保坂 悟君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、利根川 正建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

利根川委員長。〔1番 利根川 正君登壇〕

○1番（利根川 正君）

おはようございます。

建設産業常任委員会では、3月4日に所管事項調査を行っておりますので、その主な内容について、ご報告いたします。

調査項目は、ガス上下水道事業の官民連携の要求水準書等について及び運輸行政についてであります。

ガス上下水道事業の官民連携の要求水準書等については、担当課より、要求水準書（案）と株主間協定書（案）について、当委員会を経て内容等を整理後、事業者から意見、質問を受けた後、それらを踏まえた上で、最終的な公募資料等を作成し、プロポーザルを実施する流れになる。基本的な考え方として、従来の仕様発注から性能発注に転換することで、より民間の裁量が生かせる形に変更し、官民共同出資会社によるセルフモニタリング、市によるモニタリングを実施することで、要求水準書の項目に沿った事業が行われているか随時チェックをする。また、今回の包括委託については、10年間と長期の契約期間になるため、定期的に要求水準書の見直しを行う規定を設け、当初、想定外の事項などにも対応することが可能となっている。株主間協定書（案）については、市として守るべき事項として、ガス上下水道の4事業の一体性や職員派遣による技術継承などを担保していくため、この協定書に必要事項を定めることで、市が一定程度、官民共同出資会社の運営に関与していくと説明がありました。

委員より、職員派遣及び出資企業からの出向というところで、運営に必要な人員を確保できるのか、新規採用に当たっては地元の雇用維持・拡大とあるが、本当に地元の人でそれが確保できるのかとの質疑に、担当より、この事業に興味を持っていただいている事業者については、人員確保ができていますからこそ興味を持っていただいているだろうと考えている。全体的には厳しい状況であるが、民間側と一緒に知恵を絞りながらこの人材確保、人材育成をどうするかを考えていると答弁がありました。

このほか若干の質疑がございましたが、報告は割愛します。

次に、運輸行政について、担当課より、えちごトキめき鉄道に対する行政支援の合意内容について、えちごトキめき鉄道の経営見通しにおいて資金不足の見込額は、7年間で約22.2億円となっており、この間の当市の支援額として約1.3億円を見込んでいる。その中で、今年10月1日から平均18%の運賃値上げについて、先月、えちごトキめき鉄道から公表されている。この運賃改定による影響の抑制については、通学定期の値上げ額の一部を支援する予定で、令和7年度の当初予算に計上していると説明がありました。

委員より、えちごトキめき鉄道の沿線自治体の負担割合はどうかとの質疑に、担当より、新潟県が5分の4、沿線3市で5分の1という負担になっている。この沿線3市の上越、妙高、糸魚川の負担割合については、えちごトキめき鉄道への出資金の割合で分けており、当市の出資金割合は29%であるため、負担金全体の約6%が当市の負担となっていると答弁がありました。

委員より、貨物は重量の関係で圧倒的に重いため、レールの傷み具合については、貨物のほうに責任があると思う。協議会や団体があるのであれば、根気強く言っていただきたいとの質疑に、井川副市長より、日本海ひすいラインは日本の物流の大動脈であり、ネットワークとしてつながっているため、これを廃線にするわけにはいかない。貨物が走ることによる負担を地元だけが多額に負担するのは、国全体として考えたときに違うのではないかという視点で、取締役会等の場で話している。一番の出資者が県のため、県が前面に立って交渉に当たっているが、沿線3市も協調して支援を引き出せないかということも含めて交渉していきたいと答弁がありました。

次に、新潟県広域移動実態等調査について、担当課より、二次交通整備事業と携帯電話の移動情報を分析する広域移動実態調査の2つの事業を実施した。昨年8月から10月中旬に、鉄道を利用して来訪する観光客をターゲットに、能生駅と根知駅にはレンタサイクル、糸魚川駅にはレンタル電動キックボードを設置し、そのニーズを把握するとともに、GPSにより利用者の移動実態を調査したものと説明がありました。

委員より、この分析を見ると、件数は少なくともマリンドリームに行くアクセスが本当に必要だと感じた。能生駅まで行ってもバスがなく、時間が合わない方も多い。今回の調査結果を基に観光担当課と検討できないかとの質疑に、担当より、能生駅の二次交通についてはずっと課題になっており、様々な実証実験を過去からずっとやっているが、なかなか有効なものが見つかっていない。今回の結果として、やはりニーズはあるということが見えており、今後も検討していきたいと答弁がありました。

次に、令和7年度路線バスのダイヤ改正について、担当課より、運転手不足に伴い、バスの減便を伴うダイヤの見直しを行うものであり、4月1日からのダイヤ改正となる。通学・通院利用を考慮し、平日の運行を最大限確保し、土曜日の中学校の部活動にも配慮しつつ、現在の運転手で運行可能となるよう土日・祝日での減便によって調整した。また減便については、運行間隔が近い2便を1便に統合したり、比較的利用の少ない便で減便を実施しており、これらの調整は、地区説明会等の意見を踏まえて、ダイヤ案を調整したと説明がありました。

次に、糸魚川市地域公共交通計画（マスタープラン）の（案）について、担当課より、昨年11月25日の当委員会において、糸魚川市地域公共交通計画（マスタープラン）（案）について、委員から意見をいただき、本年の1月中旬から1か月間、パブリックコメントを実施したが、意見はなかった。今後は、地域公共交通協議会で審議を受け、3月末をもって正式に計画策定となる予

定である。新年度には、このマスタープランをもって地域の方と地域内の交通・移動手段の在り方について協議し、アクションプランを作成する予定であると説明がありました。

委員より、何に軸足を置くかによって全然違った交通体系になる。様々なことを総合的に考えるという地域公共交通計画であるならば、人口動態も見て、一步踏み込んだところまで考えるときにきていると思っている。今後、多岐にわたる議論をする考えはあるかとの質疑に、米田市長より、そういう方向を考えなければならないときに来ていると思っている。市民の方々が、考え方がどんどん変わってきている。今後10年間の計画と言いながら、中間5年の見直しの中、今から課題を出しながら、投げかけていかななくてはならないと思っている。今後は、バスも対応できなくなってくるという形で、市民の足をどう捉えていくのか、そして、山間地の冬期間の生活や買物とか、そういったところも含め、市民の足を捉えていく問題ではなく、日常生活、市民生活をどうしていけばいいかという論議が必要だと思っている。これからは、そういう方向で進めていかなければならない。1つのもので全部完結できるようなものはないと思っており、その辺をトータルで考えなければいけないと答弁がありました。

ほかに若干質疑がございましたが、報告は割愛いたします。

以上で、建設産業常任委員会の所管事項調査について報告を終わります。

○議長（保坂 悟君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、田中立一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

田中委員長。〔11番 田中立一君登壇〕

○11番（田中立一君）

市民厚生常任委員会では、3月5日に所管事項調査を行っておりますので、その主な内容について、ご報告いたします。

調査項目は、障害者福祉施設の充実についてで、会議に先立ち開設予定の2施設の現地調査を行い、机上審査に臨みました。

担当課より、グループホーム能生の施設整備費について、令和7年2月末現在の総事業費は9,565万6,000円、内訳は建築工事費7,382万1,000円となり、そのうち、国・県か

ら社会福祉施設等施設整備費補助金として3,480万円、市の障害者グループホーム整備事業補助金として700万円を交付する予定としており、法人の自己資金は3,202万1,000円となり、この自己資金の中には、農林水産課が所管しているふるさとの木の家香る家・店づくり促進事業補助金20万円が含まれている。除却費は、旧能生地区区民会館の除却工事費820万6,000円について、市の補助金として全額を交付する。備品購入費は設置するエアコンの購入費等であり、市の補助金から50万円を交付する。その他工事費等は、補助対象経費とならない外構工事費や測量費等の経費であり、合計1,228万7,000円となる。グループホーム能生の敷地は市有地で現在、奴奈川福祉会へ貸しており、整備後には、工事ヤードとして貸しているグループホーム北側部分の土地が法人から返され、市の管理に戻る土地の整備について、市管理部分の工事費を負担金として支出する予定としており、負担金は258万5,000円を見込む。

続いて、ジョイワークてらまちは、株式会社あらいぐまが運営主体となり、寺町三丁目地内に生活能力の維持向上のための自立訓練及び就労継続支援B型の事業所が開設される。株式会社あらいぐまは、株式会社大和屋のグループ会社であり、自立訓練の定員は5人で、市内では2か所目、就労継続支援B型の定員は10人で、市内では4か所目の事業所となるという説明に、委員より、グループホーム能生の定員について、今回5人となっているが、以前は7人くらいという話もあったことから経緯についての質疑があり、最終的に定員は、法人が決定している。確かに当初、7人ほどの希望があったと聞いていたが、実際には、既に別の住まいに住まわれた方やグループホームに入りたいという希望があっても、障害の特性上、難しい方もいて、総合的に勘案して、法人が5人と短期入所1人という体制にしたと考えている。これから入居希望が増えてきたときには、二人一部屋は難しいが、増築ということは制度上不可能ではないが、市内にはほかにもグループホームがあることや当初入居予定の5名にも出入りがあることも考えられるという答弁がありました。

ジョイワークてらま치의ハード面の整備についての質疑では、既存の建物を法人のほうで取得し、改修し、改修の資金は全て自己資金と聞いており、市のほうでは特段、補助等はしていない。国・県の補助金は、今回のグループホームと同じように補助金はあるが、こちらのほうの補助申請もしていないと聞いている。市の補助金については、今回のような事業所や放課後等デイサービスなども開設しているが、そういった補助金はないという答弁でした。就労される方の移動の問題や他の様々な問題については、事業者とも話をする機会や地域自立支援協議会の部会もあり、そういう中でも就労の課題として上がってきているので、また検討していきたいという答弁がありました。

ジョイワークてらま치의就労継続支援B型についての質疑では、一般企業での就労が難しい方について、指導員がついて、就労に向けた訓練を含めたサービスを受けていただき、それで就労継続支援B型から、例えば就労継続支援A型とか一般就労とか、それぞれ目標に向かってサービスを利用していただく形になる。就労継続支援B型をずっと利用される方のほか、一般就労に移行する方もいるので、そのような方がいた場合は、また新しい方が登録できるという説明がありました。

このほか若干の質疑がございましたが、報告は割愛します。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査について報告を終わります。

○議長（保坂 悟君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第3．議案第13号から同第17号まで及び同第30号

○議長（保坂 悟君）

日程第3、議案第13号から同第17号まで及び同第30号を一括議題といたします。

本案については休会中、総務文教常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

東野恭行総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

東野委員長。〔9番 東野恭行君登壇〕

○9番（東野恭行君）

本定例会初日に、当委員会に付託となりました関係部分については、2月28日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

審査の結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

議案第17号、辺地に係る総合整備計画の変更については、委員より、小滝地区の計画について、交通事情の改善を進めるのはよいが、通信体系の整備も必要ではないか。観光客のSNSでの紹介が、誘客につながりやすく、そういった観点での検討も必要ではないかとの質疑に対し、担当より、通信環境では、特に蓮華温泉周辺は、なかなか携帯電話が繋がらず苦慮しているという話も聞いている。この事業で使える起債は通信にも活用できることから、事業化した際には活用も考えたいと答弁がありました。

また、委員より、病院へ行くにも買物に行くにも大変な独り暮らしの高齢者が、このような地域でも生活していけるような市民本位のもので計画を進めてほしいという意見がありました。

次に、議案第30号、損害賠償額の決定及び和解については、委員より、遠方の出張であれば、事故を起こす危険性も高くなる。公共交通機関の利用を推奨するべきではないかとの質疑に対し、担当より、時間等の制約により、公共交通機関の利用が困難な場合は庁用車も認める形としているが、公共交通機関の利用を第一としており、今後も、その方向を推奨していくとの答弁がありました。また、別の委員からは、今後、こういう事故がもう二度と起こらないよう、全体で情報を共有

し、今後も身を引き締めて職務に当たっていただきたいとの意見がありました。

このほかにも質疑・意見等がございましたが、報告は割愛させていただきます。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（保坂 悟君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第13号、糸魚川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第14号、糸魚川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第15号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第16号、糸魚川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第17号、辺地に係る総合整備計画の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第30号、損害賠償額の決定及び和解についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第4．議案第18号から同第20号まで、同第25号及び同第26号

○議長（保坂 悟君）

日程第4、議案第18号から同第20号まで、同第25号及び同第26号を一括議題といたします。

本案については休会中、建設産業常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

利根川 正建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

利根川委員長。〔1番 利根川 正君登壇〕

○1番（利根川 正君）

本定例会初日に当委員会に分割付託となりました議案について、3月4日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

結果については、お手元に配付の委員会審査報告書どおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

議案第18号糸魚川市営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、担当課より、市営外波住宅について、建物が残っていた1号棟及び8号棟を取り壊し、全ての建物の除却が完了したことから、条例から削除したいものであると説明がありました。

委員より、建物を除却した土地については、今後どうなるのかとの質疑に、担当より、土地については、市名義の土地となっている。既に建物が除却されている土地については、住宅地や資材置場として貸付けをしているところもある。今、地籍調査を行っており、土地が確定した暁には、地元の方に住宅地として売却や貸付け等の検討したいと答弁がありました。

次に、議案第19号、糸魚川市水道条例の一部を改正する条例の制定については、担当課より、水道法施行令及び水道法施行規則の改正で、水道事業に携わる職員数の減少に伴い、布設工事監督者や水道技術管理者の確保をする目的に、学歴や学科要件における課程の追加や小規模事業者における実務経験年数の見直し等が行われたものであり、給水人口5万人以下の小規模事業者の実務経験年数が改正前の半分の年数に改正されたものであると説明がありました。

委員より、若干の質疑はありましたが、特段報告することはありません。

次に、議案第20号、市道の認定については、机上審査前に現地視察を行っております。

若干の質疑はありましたが、特段報告することはありません。

次に、議案第25号、令和6年度糸魚川市水道事業会計補正予算（第2号）及び議案第26号、令和6年度糸魚川市下水道事業会計補正予算（第2号）では、担当課より、国から補助金の内示を受けるため、予算を計上するものであり、官民連携導入支援業務委託事業において、総額の半分ずつを水道会計及び下水道会計で補正をするものである。業務については、令和7年度実施となることから、2か年の継続費としたいと説明がありました。

質疑はございませんでした。

以上、当委員会に付託されました議案についての報告を終わります。

○議長（保坂 悟君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

新保議員。〔17番 新保峰孝君登壇〕

○17番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

議案第25号、令和6年度糸魚川市水道事業会計補正予算（第2号）について、反対討論を行います。

継続費として第2条官民連携導入支援業務委託1,125万円が計上されております。

基本的に水道事業は、公である地方公共団体が行うものと考えます。水は、人間が生きていく上で、なくてはならないものであるからであります。これまでは、そのような考え方で自治体が行ってきたものと思います。官民連携で業務委託するにしても、委託する業務が適正に行われているかどうかチェックする必要があると思いますが、チェックするには専門知識が必要であります。広い糸魚川市域の上水道、簡易水道網を専門知識を持った自治体職員が、管理するのが最も合理的なやり方ではないかと思っております。

そのように考えますので、本案に反対するものであります。

以上であります。

次に、議案第26号令和6年度糸魚川市下水道事業会計補正予算（第2号）において、継続費として第2条官民連携導入支援業務委託1,125万円が計上されております。水道事業同様、令和7年度に行うことになっております。

基本的に下水道事業は水道事業と一体であり、地方公共団体が運営を行うのが合理的と考えます。現代において水道と下水道は、人が生活していく上で、なくてはならないものであります。これまではそのような考え方で自治体が行ってきたものと思います。官民連携で業務委託するにしてもチェックするには専門知識が必要だと思えますし、管路の状況を把握するのは、所有する市の責任ではないかと思えます。広い市域の中で、上水道同様、公共下水道、集落排水、合併処理浄化槽を専門知識を持った自治体職員が管理し、必要に応じて工事を発注するのが最も合理的なやり方ではないかと思えますので、本案に反対するものであります。

以上であります。

○議長（保坂 悟君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第18号、糸魚川市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第19号、糸魚川市水道条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第20号、市道の認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第25号、令和6年度糸魚川市水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（保坂 悟君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第26号、令和6年度糸魚川市下水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（保坂 悟君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第5．議案第22号から同第24号まで、陳情第3号及び発議第1号

○議長（保坂 悟君）

日程第5、議案第22号から同第24号まで、陳情第3号及び発議第1号を一括議題といたします。

本案については休会中、市民厚生常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

なお、関連して、発議第1号の説明を求めます。

田中立一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

田中委員長。〔11番 田中立一君登壇〕

○11番（田中立一君）

本定例会初日に当委員会に付託となりました関係部分については、3月5日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であり、陳情第3号については、採択であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

議案第22号、令和6年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、財政調整基金の運用見直しによる利息の増額と国民健康保険診療所特別会計繰出金は、国保診療所の運営等に対する交付金の確定に伴う追加である。議案第23号、令和6年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）は、一般管理費は、消費税及び地方消費税の確定申告に伴う減額であり、国民健康保険連合会収入及び診療報酬支払い基金収入は、外来収入のうち、国民健康保険収入、

社会保険収入の減額であり、主な理由は、患者数の減によるものである。事業勘定繰入金は、国民健康保険事業会計からの特別調整交付金を財源とした運営費の赤字分に対する繰入金で、申請した交付金の確定に伴い増額する。議案第24号、令和6年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、介護給付費準備基金積立金は、令和5年度末時点で約8億7,000万円の残高となっており、運用している定期預金利息が引き上げられたことに伴い増加分を追加したいものであり、一旦、特別会計で受入れした後、基金に払出しをするという各担当の説明に、議案第22号、第23号、第24号、いずれも質疑はありませんでした。

続きまして、陳情であります。

陳情第3号、「夫婦・親子同氏制度を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書」提出を求める陳情については、若干の意見が出されましたが、おおむね賛同の内容であり、本陳情は採択されております。

陳情第3号は、国に対し、意見書の提出を願意としていることから、発議第1号を提出します。

これより、発議文を読み、提案理由といたします。

発議第1号、「夫婦・親子同氏制度を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書」。

最近、夫婦が別々の氏（姓）を名のすることもできる、選択的夫婦別姓制度を盛り込んだ民法改正の動きがあります。夫婦の氏の在り方については、政府の第5次男女共同参画基本計画、では、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、また、家族の一体感、子供への影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮するとなっております。

夫婦別姓は、親子の間で姓が異なる親子別姓になる可能性があり、ひいては兄弟姉妹がばらばらの姓になる可能性すらあります。令和3年の内閣府の世論調査では、別姓は子供にとって好ましくないという声は69.0%にも上り、子供への心の影響を第一に考えるべきです。

また、同世論調査では、同姓制度維持が27%、現在の同姓制度を維持した上で旧姓の通称使用について法制度を設けたほうがよい42.2%と回答しています。つまり、旧姓の通称使用を希望する人たちは、同姓制度は維持すべきとの前提があり、したがって、同姓制度を維持すべきと答えている人は、実際は69.2%です。それに対し、別姓導入賛成は28.9%です。夫婦別姓の導入は、国民世論の賛同を得ているとは到底言えません。しかも、自ら別姓を希望する人は1割にも達していません。

さらに、夫婦別姓は、選択制だからいいのではないかとされていますが、選択であっても、それが導入されると姓は個人の呼称にすぎなくなります。それはファミリーネームの否定となり、社会の基盤である家族とその制度に重大な問題を引き起こさざるを得ません。

私どもは、夫婦・親子同氏制度を維持し、第5次男女共同参画基本計画に定められたように、婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることをないような運用を進め、引き続き旧姓の通称使用の拡大やその周知に取り組むなどの施策を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、女性活躍担当大臣です。

以上で、市民厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（保坂 悟君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第22号、令和6年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第23号、令和6年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第24号、令和6年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議事の都合により、発議第1号を先議いたします。

お諮りいたします。

発議第1号、「夫婦・親子同氏制度を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書」を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

なお、このことにより、陳情第3号、「夫婦・親子同氏制度を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書」提出を求める陳情については、採択すべきものとみなします。

ここで、暫時休憩いたします。

再開を11時5分といたします。

〈午前10時54分 休憩〉

〈午前11時05分 開議〉

○議長（保坂 悟君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第6．議案第21号

○議長（保坂 悟君）

日程第6、議案第21号、令和6年度糸魚川市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。本案については、休会中、それぞれ常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

東野恭行総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

東野委員長。〔9番 東野恭行君登壇〕

○9番（東野恭行君）

本定例会で、当委員会に分割付託となりました議案第21号については、2月28日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、否決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

消防本部の関係部分では、委員より、能登半島地震において、道路の亀裂、崩落などにより、避難所への道路が寸断され、農業用ハウスに避難し、厳しい環境で何日も過ごす事例が見受けられた。当市でも同様の事例が発生した場合の対応について、市の考えを問う質疑に対し、担当より、ビニールハウスなどに避難した方の対応は、ほかの自治体でも課題になっている難しい問題であるが、まず、避難者を把握し、どういう支援が可能か、また、地震や土砂災害などが起こった際に、避難者が自分たちでできること、あるいは日頃から自主防災組織や地区と最適な避難場所を検討しておくことが必要と考えていると答弁がありました。

委員より、今回の避難物資の導入は、今後も見据えた計画的なものかという質疑に対し、担当より、備蓄品については、非常食等は備蓄目標を設定し、対応している。備蓄資機材については、明確な目標は設定していないが、県の指導を受けながら、備蓄数量の目標を定め、備蓄を進めていく方向を考えていると答弁がありました。委員より、長期の避難生活となった場合は、災害関連死

を防ぐという観点が大事であり、こういった施設環境の整備を進めてほしいという意見がありました。

総務課の関係部分では、委員より、退職者が増加している状況について、仕事にも慣れた働き盛りの年代の退職者もいるようだが、人材不足の中、この状況を市はどのように考えているのかとの質疑に対し、担当より、職場環境等の事情ではなく、違う職業を選択することが多くなっている状況である。定年前に退職の申出があった職員とは個々に話を行い、慰留に努めている。近年は応募者も少なくなってきたおり、退職者と新採用のバランスが非常に取りにくくなっていると答弁がありました。

企画定住課・財政課の関係部分では、委員より、市のふるさと納税は、昨年度と比較し、どの程度の伸びとなっているのかという質疑に対し、担当より、今回の補正予算で、今年度の寄附見込額を7億3,000万円とするものだが、令和5年度の倍近い金額となっている状況であると答弁がありました。

委員より、ふるさと納税が増えたのは、昨今の米不足の事情も大きいと思うが、返礼用の米は確保できているのかという質疑に対し、担当より、返礼品の米の割合が約7割、今年度は5億円ほどとなっている。全国的な米不足により、昨年7月から寄附が入り始め、返礼品として市で確保できた米は、昨年の秋口に全て終了し、現在は品切れの状態であり、令和7年産の米をどう確保していくかという状況であると答弁がありました。

また、委員より、ふるさと納税の事務の委託や職員の増員など、事務体制も検討を進め、10億円、20億円を目指してほしいという意見。一方で、別の委員からは、ふるさと納税の外部委託は大きな費用がかかり、何のためにやっているのかという話にもつながりかねない。工夫して、市の直営で行うほうがよいのではないかという意見もありました。

こども課の関係部分では、繰越明許費の変更について、駅北子育て支援複合施設事業の実施設設計委託料のうち、6年度の出来高を除いた2,105万9,000円を繰り越したいもので、既に繰越としている旧東北電力ビルの解体工事費9,800万円と合わせ1億1,905万9,000円とするものと説明があり、また、整備計画期間の延長に伴う国補助金については、国から内諾をいただき、事務手続を進めているところであると説明がありました。

委員より、計画の遅れは5回の入札不調が原因であるが、その原因は分析したのかとの質疑に対し、担当より、不調の原因は、今、公開している部分以外は答えられないが、分析し、入札の仕方、事業者の決定の仕方を検討した上で、新年度で対応したいと考えていると答弁がありました。

委員より、子育て支援複合施設は思い切って見直し、既存の施設をリノベーションして使用するなど、事業を大幅に見直す考えはないのかという質疑に対し、担当より、施設設備について、様々な意見もあるが、駅北大火からの復興ということで、これまで議論を重ねて進めてきた計画という認識であり、ご意見も聞きながら進めていきたいと考えていると答弁がありました。

委員より、計画の遅れについて国が補助を認めた経緯を問う質疑に対して、担当課より、一番大きな理由は、整備予定地にある既存の建物の取壊しができないことを説明した中で、計画の延長が認められたらと思っていると答弁がありました。

委員より、解体の遅れにより、全体の整備も遅れるわけだが、地元の方や隣接者の理解は得られているのかとの質疑に対し、担当より、施設整備の関係者、隣地等の関係者にも、今後のスケジュー

ール等については、丁寧に説明をしていくとの答弁があり、また、市長から、駅北子育て支援複合施設本体の工期短縮ができないか検討したいが、その短縮ができない場合は、少し延びる可能性も出てくる状況であると答弁がありました。

また、委員より、この施設がなくても交流の場は、公民館などいろいろ工夫して対応できるわけで、何でも造ればいいというものではないと思うという意見、別の委員から、子供の数を増やして、子供たちが大人になっても何とか糸魚川に住んでもらわない限り、消滅可能性自治体から脱却できない。これを脱却するために、やるべきことがたくさんある中で、この施設も必要な事業の一つかもしれないが、そこに10億円、20億円もかけることが問題であるという意見もあり、採決の結果、否決となっております。

このほかにも質疑・意見等がございましたが、報告は割愛させていただきます。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（保坂 悟君）

次に、利根川 正建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

利根川委員長。〔1番 利根川 正君登壇〕

○1番（利根川 正君）

本定例会初日に当委員会に分割付託となりました議案第21号については、3月4日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書どおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

商工観光課・能生事務所関係では、担当課より、電子地域通貨普及促進事業（物価高騰対策）は、翠ペイを活用して、個人消費の拡大による地域経済の循環促進と新規利用促進を目的に、2つのキャンペーンを実施するものである。キャンペーンの1つ目は、プレミアムキャンペーンとして、チャージ時に10%、アプリ決済時に5%のポイントを付与し、1人当たりのチャージ上限額を10万円にするものである。2つ目は、新規会員キャンペーンとして、対象期間内に翠ペイに初めて5,000円以上チャージした方を対象に、全員に5,000ポイントを付与するものである。観光誘客宣伝事業（物価高騰対策）は、大阪・関西万博の開催を契機に増加する見込みのインバウンドを含む観光客の誘客を促進するため、時期をずらして、翠ペイを活用した2つのキャンペーンを実施するものである。キャンペーンの1つ目は、インバウンド向けの宿泊キャンペーンであり、市内の対象施設に宿泊する場合、1人3,000ポイントを付与するものである。2つ目は、スキー場利用促進キャンペーンとして、市外在住の大人を対象に、1日リフト券の購入者に1,000ポイントを付与するものであると説明がありました。

委員より、インバウンド向けの宿泊キャンペーンとあるが、何を見てもらうのか、どこに泊まってもらうのか等がリンクしてないように思える。何か考えがあるのかとの質疑に、担当より、どういったイベントがよいのか、どのようなところを見ていただければよいのか、観光協会と連携しながらインバウンドの誘客に向けてPRさせていただきたいと答弁がありました。

次に、農林水産課関係では、担当課より、畜産振興事業（物価高騰対策）は、畜産農家の経費負

担を軽減し、経営の安定化を図るため、飼料価格の上昇分の一部を支援するものである。次に、県営中山間地域農業農村総合整備事業から農道橋保全対策事業までの4事業は、国の補正予算に伴う市負担金の補正であり、財源である農地整備事業債及び農道整備事業債も併せて補正しているものである。県営中山間地域総合農地防災事業についても、同じく国の補正予算に伴う市負担金の補正であると説明がありました。

委員より、飼料価格高騰対策として補助をすることによって通常の運営ができるのかとの質疑に、担当より、畜産農家の飼料価格上昇分の一部を補助対象としたのは、畜産業界において、生産コストに占める飼料価格の割合が約半分と非常に高く、経営を圧迫している状況であるという理由からである。このほかにも牧場への輸送費や予防接種費用について市単独の助成として順次、支援させていただいていると答弁がありました。

建設課関係では、担当課より、国土調査事業は、国の補正予算を活用し、地籍調査を前倒して事業進捗を図りたいものである。次に、道路新設改良費、融雪施設整備事業は、国の補正予算を活用し、横町・新鉄地内の消雪パイプ、散水管を更新したいものである。次に、住宅リフォーム支援事業（物価高騰対策）は、国の補正予算を活用し、物価高騰の影響を軽減するため、住宅リフォーム工事に対して補助するもので、翠ペイによる補助金を交付することで、地域内消費への還元や地域経済への波及を図るものであると説明がありました。

委員より、このリフォーム補助金は、翠ペイのカードを持っている方も、持っていない方も利用できるのかとの質疑に、担当より、どちらも利用できる。今回初めてリフォーム補助金を現金ではなく翠ペイで交付する。実績報告書の審査後に、カードを簡易書留により本人へ送付する方法で交付したいと答弁がありました。

次に、都市政策課関係では、担当課より、開発行為公共施設整備促進事業は、居住誘導区域内の開発行為による道路整備に対する補助金で、通常の市道認定要件は道路幅員4メートル以上であるが、6メートルの道路にすることで、除雪で押せるスペースを作る等を狙い、補助金を交付しているものであると説明がありました。

ほか若干の質疑はありましたが、特段報告することはございません。

以上で、議案第21号のうち、当委員会に分割付託となりました部分について、報告を終わります。

○議長（保坂 悟君）

田中立一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

田中委員長。〔11番 田中立一君登壇〕

○11番（田中立一君）

本定例会初日に当委員会に分割付託となりました議案第21号については、3月5日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

市民課関係では、担当課より、戸籍住民基本台帳総務諸費は、戸籍法の一部改正に基づき戸籍に

振り仮名を記載するため、本人への確認通知に係る業務委託料、電算処理委託料、郵送料等の増額補正で、財源は全額国庫補助金であり、繰越明許費補正は全額令和7年度へ繰り越したいものであるという説明に、委員より、振り仮名についての質疑があり、これまで戸籍において振り仮名は振られてなく出生、婚姻届等に記載された振り仮名については、住民基本台帳事務の処理の便宜のため使用されていたもので、今回の登録で氏名の振り仮名が法律上、登録されることになる。現在戸籍に記載されている方については、住民票に振られている振り仮名をそのまま仮の振り仮名として通知し、新しく出生等で戸籍に記載される方には、漢和辞典など一般の辞典に掲載されているものが認められる。認められないものは、漢字の意味や読み方との関連性を認めることができないもの、漢字の持つ意味や反対の意味になる読み方など、社会を混乱させるものである場合を認めないとしている。また、子の利益に反するなど差別的だったり、卑わいだったり、不快感を引き起こすものや反社会的な読み方などは認めないということになっている。判断については、職員1人ではなく、また、疑義が生じるものは地方法務局へ問い合わせ、審査し、決定するという説明がありました。

このほか若干の質疑がありましたが、報告は割愛させていただきます。

環境生活課関係では、担当課より、災害廃棄物処理費は、能登半島地震で被災し、半壊認定を受けた家屋2件分の公費解体費用であり、当初、5年度の補正予算で3件分を見込み、うち2件は予定どおり終了した。今回は、被災者の都合により解体が令和7年度になった1件と、その後、新たに半壊認定となった1件の計2件分を計上した。財源は国の補助金を見込み、補助率は2分の1である。補正予算承認後、業務委託を発注するため、全額繰越予定としているという説明に、若干の質疑がありましたが、報告は割愛いたします。

福祉事務所関係では、担当課より、社会福祉施設物価高騰対策事業については、介護・障害福祉サービス事業所における光熱水費、食材費の経費増額分の一部を補助することで安定的なサービスの提供を図るもので、令和6年4月から令和7年3月分までの対象経費について、令和5年度対比で増加した額の2分の1を上限額を設けた上で補助する。財源については国補正予算に係る物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充て、事業所の申請手続が4月以降になるため令和7年度に全額繰り越すが、申請次第、速やかに支給する。障害児介護給付費事業の児童発達支援事業は、就学前の障害児を対象にしたサービスであり、当初予算時より、医療的ケアが必要な障害児の利用回数増加の理由から1回当たりの平均給付額が増加しており、その不足分を補正する。放課後等デイサービス事業は、就学後の障害児等を対象としたサービスであり、当初予算の見込みと比較し、療育的プログラムの利用者の増加により、給付額が増加したことから、その不足分を補正するもので、財源は、国2分の1、県・市4分の1ずつの負担金が充てられるという説明に、委員より、放課後等デイサービス事業増加についての質疑があり、市内で今3事業所でやっているが、令和5年4月から開始になった民間の放課後等デイサービス事業所は土曜日の開設もあり、また、会場が今まではひすいの里総合学校を使っていたが、別の民間の事業所は東寺町のほうでやっているの、そちらのほうに通いやすくなったという意見は聞いている。実際にサービス利用されている保護者の方からは、トレーニングの結果を動画とか画像で撮って、お母さんたちに見せて、お子さんの成長を感じたり、また、自宅での対応の仕方も、それを見て工夫されていることを聞いている。サービスの自己負担は、世帯の所得によって利用額が変わるという形になり、ゼロ円から一番高くて3万7,200円という額で、所得に応じて負担していただくという説明がありました。

このほか若干の質疑がありましたが、報告は割愛させていただきます。

健康増進課関係では、担当課より、医療機関物価高騰対策事業は、電気・ガス料金高騰の影響を受けた市内基幹病院に対し、安定した医療体制の維持につなげるため、補助金を交付するもので、財源は、物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金であり、支払い額の確定が翌年度となるため、繰り越したいものであるという説明に、質疑はありませんでした。

以上で、議案第21号のうち、当委員会に分割付託となりました部分についての報告を終わります。

○議長（保坂 悟君）

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

田原 実議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

田原 実議員。〔18番 田原 実君登壇〕

○18番（田原 実君）

田原 実です。

議案第21号、令和6年度糸魚川市一般会計補正予算（第6号）、3款2項駅北子育て支援複合施設事業実施設計委託料のうち、繰越額2,105万9,000円に対し、反対の立場で討論いたします。

1年前にも、この場より申し上げましたが、大町区地内で計画をしている施設建設は、大火からの復興まちづくり、にぎわいづくりと被災者住民の生活再建となることを目的とするもので、施設の整備事業を進めることは、市民はもちろん市長行政の願いであり、駅北の復興を象徴する事業、糸魚川の未来へとつながる事業であることは、言うまでもありません。

1年を経過し、市は債務負担行為とDBO方式で進め、設計業者と契約をしたと委員会で報告していますが、その一方で、計画敷地内の既存建物の解体工事が度重なる不調により進まず、スケジュールが大きく遅れ、近接する民間建物解体工事にも影響しています。隣接する建物解体工事はいつからできますと所有者に伝え、計画が遅れ、迷惑をかけることをちゃんと説明し、了解を得たのでしょうか。議会にそのことの報告はありません。近隣地区住民と合意形成が不十分なままで計画を進めている現状が、見てとれます。

総務文教常任委員会での審査の過程では、設計の業務を進めて、基本設計の部分が荒々できた段階で市民に向けた説明会等を開催し、そこでの意見等も踏まえて、最終的な実施設計を固めて、工事の請負契約の締結というような流れになっていくと担当課長が説明しているものの、業者の提案は議会で認められたものではないにもかかわらず、今後、DBO方式を盾に取り、契約と発注を行

い、仮に議会や市民説明会等で意見を聞いても、変更可能な部分を極めて限定的なものとしていくのは、これまでの進め方を見れば明らかであります。

私は、米田市長の考えるDBO方式では、本来のDBO方式のメリットが生きてこない。金のかかるブラックボックスを町なかに造るだけになるのではないかと心配し、市民から聞いた声や要望を議会、委員会で意見し、提案してまいりましたが、市長からは、耳を傾けていただけませんでした。私1人の意見でないことをご理解いただけなかったようで、残念です。このような進め方で、この先に市民の望む施設が完成するのでしょうか。未来の子供たちは、その結果を喜んで受け取ってくれるのでしょうか、疑問です。糸魚川市の子育て支援は必要ですが、建設計画をこのまま進めることについては、見直すべきというのが多くの市民の声です。

そのようなことで、この討論は、実施設計委託料の繰越しへの反対討論ではありますが、民意なき公共施設の建設計画の進め方への反対討論でもあります。

以上の理由をもって、議案第21号、令和6年度糸魚川市一般会計補正予算（第6号）に反対いたします。

○議長（保坂 悟君）

次に、田原洋子議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

田原洋子議員。〔6番 田原洋子君登壇〕

○6番（田原洋子君）

おはようございます。田原洋子です。

議案第21号、令和6年度糸魚川市一般会計補正予算（第6号）について、賛成の立場で意見を述べます。

令和6年度糸魚川市一般会計補正予算（第6号）には、社会福祉施設、医療機関、民間保育所などに対する物価高騰対策の補助金、畜産業の飼料価格補助金があり、価格展開が難しい対象施設にとっては、この予算は一刻も早く執行されるべきです。また、放課後等デイサービス給付金、子供定期予防接種、能登半島地震で被害を受けた学校の復旧工事、ため池の耐震化や農道の保全なども先延ばしできるものではありません。

さらに、ふるさと糸魚川応援給付金事業は、ふるさと納税が12月に増えて、最終的に今年度は約7億3,000万になると予想され、返礼品手数料などを引いて約3億6,000万円が糸魚川市の収入見込みになりますが、寄附を頂いているのに返礼品を送らないわけにはいけません。

何より避難所環境整備事業は、国の新しい地方経済生活環境創生交付金を活用し、小中学校などの避難所に段ボールベッドや簡易トイレ、ストーブ御飯釜などを配備するものです。能登半島地震で多くの方が寒い体育館などに避難した際に、冷たく硬い床で寝なければいけないつらさを感じたことと思います。特に足腰が弱くなっている高齢者にとって、床に直接横になるということは、起き上がる際に大変で、段ボールベッドの配備は必要不可欠です。また、仕切りがなく、プライバシーが守られない場所で長時間過ごすことのストレスを感じた市民にとって、この予算が否決されるということは、再び災害が起きたときに、また同じ思いをするのかと不安になります。能登半島地震の際は、議員の誰もが避難所に備蓄配置が必要だと考えたはずですが。それなのに、この補正予算

に反対できるのでしょうか。

ほかにも、消雪パイプ、観光客の誘客など、糸魚川市にとってどれも必要な予算であることから、令和6年度糸魚川市一般会計補正予算（第6号）について賛成いたします。

○議長（保坂 悟君）

次に、新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

新保議員。〔17番 新保峰孝君登壇〕

○17番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

議案第21号、令和6年度糸魚川市一般会計補正予算（第6号）、第2表繰越明許費補正中に繰越明許費の変更で、事業名、駅北子育て支援複合施設整備事業で、旧東北電力ビルの取壊し費用、補正前9,800万円を1億1,905万9,000円に増額補正しております。駅北子育て支援複合施設を大町の井上商会跡地と旧東北電力ビルを撤去して造るということですが、アスベスト除去や隣接する建物との間が狭過ぎる等の問題でストップしております。

私は、マグニチュード7.6と想定されている（仮称）上越・糸魚川沖地震が想定される中で、7メートルを超える津波の浸水区域であり、子供対象の施設を設置する場所としてはふさわしくないと考えます。子供の施設は、津波の心配のない場所にすべきだと思います。

そのほか景気対策の点では、賛成でありますけれども、子供の命のほうがもっと大切ではないかと。複数の議員団であれば、この修正案出せますけれども、1人でありますので修正案は出せません。残念ながらその辺のところは、この子育て支援複合施設整備事業、この反対ということで、態度を表明させていただきたいと思います。本案には、反対であります。

以上です。

○議長（保坂 悟君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第21号、令和6年度糸魚川市一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する各委員長の報告は、総務文教常任委員会が否決、建設産業常任委員会、市民厚生常任委員会は可決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（保坂 悟君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第7．議案第2号から同第12号まで及び同第29号

○議長（保坂 悟君）

日程第7、議案第2号から同第12号まで及び同第29号を一括議題といたします。

本案については休会中、予算審査特別委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

阿部裕和予算審査特別委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

阿部委員長。〔2番 阿部裕和君登壇〕

○2番（阿部裕和君）

これより、予算審査特別委員会の審査報告を行います。

本定例会初日に設置されました予算審査特別委員会に付託となりました議案は、議案第2号、令和7年度糸魚川市一般会計予算、議案第3号から議案第8号までの特別会計予算が6件、議案第9号から議案第12号までの企業会計予算4件と、議案第29号、令和7年度糸魚川市一般会計補正予算（第1号）の合計12件であります。

審査は、去る3月6日、7日、10日及び11日の4日間にわたり、委員会を開催して行ってきました。

審査の結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。

審査の過程における主な内容についてご報告いたしますが、当特別委員会は、議長を除く全議員で構成された委員会でありますので、詳細な意見についての報告は省略させていただき、要点のみの報告といたしますので、あらかじめご承知おきください。

2款総務費、1項4目企画費の42、移住定住促進事業と45、UIターン支援事業、47、空き家活用事業に対して、委員より、移住・定住に対する支援が前年度と比べ減額となっている。今まで移住・定住施策を推進してきた中で、なぜこのような見直しに至ったのかという質疑に対して、限られた財源の中で効率的に事業を推進するためのものであり、これからは移住・定住施策の中でも、Uターンに力を入れていく必要があると考え、ある程度の事業の整理、見直しを行ったと答弁がありました。

委員より、空き家対策においても移住・定住施策とセットと理解しており、減額となることは、糸魚川市のイメージ悪化につながるのではないかという質疑に対して、引き続き空き家バンクの活用をはじめ、国の制度も活用しながら、子育て世代の移住や就業支援金、移住相談会など、移住者を呼び込む施策も展開していくと答弁がありました。

委員より、移住・定住支援、UIターン支援、空き家活用に対し、市の制度を分かりやすく示したパンフレットの作成や移住・定住施策に対し、消極的な糸魚川市と見られないような取組を展開していくよう強い要望がありました。

3款民生費、2項2目子育て支援費、31、駅北子育て支援複合施設整備事業について、委員より、建設予定地である旧東北電力ビルの解体工事入札の不調によるスケジュールの遅れに加え、物価高騰などを鑑みると、今後、建設費が膨れ上がることが考えられるため、規模の縮小やほかの公

共施設を使うなど、見直しをするべきという質疑に対し、糸魚川大火からの復興計画で検討し続けてきた施設であり、何とかこの施設ができるように取組を進めたいと考えている。費用については上限を定めているので、それを超えないように進めていきたいと答弁がありました。

委員より、施設建設見直しの意見がある一方、市民から子育て支援や屋内遊戯場を求める意見がある。市民に対しては、子育て支援複合施設が、糸魚川市の教育・子育てに対してどういった役割、位置づけになるのかをしっかりと説明できるよう、引き続き取り組んでほしいという意見がありました。

6款農林水産業費、1項3目農業振興費、5、担い手育成事業及び13、中山間地域等農業振興事業について、委員より、令和7年度から中山間地等直接支払い制度と多面的制度が切り替わることで耕作面積を減らす方がいると聞かすが、実際にどの程度面積が減るのかという質疑に対して、およそ30ヘクタールを見込んでいると答弁がありました。

委員より、糸魚川市のふるさと納税の返礼品は約7割が米であることから、生産を増やす取組を推進してほしいと意見がありました。

10款教育費、1項1目教育委員会費、19、いじめ・不登校等対策支援事業について、委員より、いじめにより被害者も加害者も糸魚川市からは出したくない。いじめを深刻化・拡大させないためには、初動対応が非常に重要である。調査委員会の結果を待っている間にもいじめが拡大しているとして、教育委員会の初動対応のまずさが指摘されました。これに対し、まずは被害を受けている児童生徒の心のケアが重要であり、心身の安定、安心・安全というところを確保していきたいと答弁がありました。

同じく10款7項4目図書館費、6、図書館総務諸費について、委員より図書館のあり方検討委員会に対してどのような議論がなされているのか不透明である。図書館の在り方が、今までとは変化してきており、旧態依然の考えで整備されないようにしてほしい。図書館は非常に重要な施設と捉え、しっかりと検討しないと今後50年間違った方向に行ってしまう。先進事例の研究などにはしっかりとした予算を組んでほしいとの質疑に対し、図書館は大事な施設なので、ほかの公共施設の在り方の検討と併せて、早めにどういう形がいいか、形が見えるようにしていきたいという答弁がありました。

報告は、以上となります。

最後に、4日間にわたる委員会でありましたが、委員各位並びに行政担当者各位におかれましては、議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。活発に質疑・意見が出され、審査が終了できましたことを副委員長と共に感謝を申し上げます。

以上で、予算審査特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（保坂 悟君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ここで、暫時休憩といたします。

昼食時限のため休憩になりますが、お昼休みの日程がございますので、ここで休憩を取らせていただきます。

再開を午後1時といたします。

〈午前11時49分 休憩〉

〈午後1時00分 開議〉

○議長（保坂 悟君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

午前中に引き続き、これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

暫時休憩いたします。

〈午後1時00分 休憩〉

〈午後1時01分 開議〉

○議長（保坂 悟君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

新保議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

新保議員。〔17番 新保峰孝君登壇〕

○17番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

議案第2号、令和7年度糸魚川市一般会計予算について、反対討論を行います。

2款総務費の個人番号カード交付事業は、事務を郵便局に委託するため、関連事務委託料として2,110万円計上されています。国民総背番号制度であり、今後、様々な個人情報がひもづけられていく危険性がありますし、プライバシー侵害を規制する考えがあるようには思えません。逆に、個人情報を国レベルで活用を考えていると思われまます。個人情報保護の点で疑念を持つものであります。個人番号カード普及促進の先には、民間に情報提供することと行政の窓口リストラも狙われており、高齢化が進む本市にとって、冷たい窓口になりかねないものであります。関連した住民票等コンビニ交付事業も1件当たり1,200円かかるとのことでありますので、便利さはありますが、まだ費用の点や紛失等による被害も想定されることを考えると、賛成できないものであります。

7款商工費では、依然として市の所有する2つのスキー場に対する抜本的対策が検討されているとは言い難いと考えます。シーサイドバレースキー場管理運営事業に8,952万円、シャルマン

火打スキー場管理運営事業に9,829万円、両スキー場合わせて約1億9,000万円計上されております。グリーンメッセ能生管理運営事業の3,700万円を合算すると約2億2,000万円あります。今後、地球温暖化がさらに進むにつれて、スキー場は営業期間がさらに短くなることによって経営が一層厳しくなり、指定管理料が引き上げられ、施設の維持管理費がさらに増えていくのは明白であります。市の所有する2つのスキー場に対する支出の限度額を定め、抜本的対策を講じていくべきではないかと言いつけてきましたが、残念ながら、そのような取組がなされているとは言いがたいと考えます。地球規模で温暖化が進んでいる中で、頑張れば打開できるような状況にはありません。いずれスキーができるだけの雪が降らない年が増えていき、2つのスキー場とも閉鎖に追い込まれるのは時間の問題だと思います。当面、標高の低いシーサイドバレースキー場の閉鎖を検討すべきではないかと思えます。

10款教育費では、中学生海外派遣事業で961万7,000円計上されております。ジオパーク交流とのことですが、30名分とのことでもあります。1つのスキー場に対する支出の半分を海外派遣に回せば、学年全体の旅費が確保できると思えます。ジオパーク交流に海外派遣が必要だといふのであれば、学年全員の海外派遣も考えられるのではないかと。別のやり方も考えられるのではないかと思えます。

以上、一般会計予算に対する反対討論といたします。

○議長（保坂 悟君）

次に、加藤康太郎議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

加藤議員。〔8番 加藤康太郎君登壇〕

○8番（加藤康太郎君）

みらい創造クラブの加藤康太郎です。

議案第2号、令和7年度糸魚川市一般会計予算について、みらい創造クラブを代表し、賛成の立場を明らかにし、討論させていただきます。

令和7年3月1日現在の人口は3万7,829人であり、新市として市町合併した20年前から2割以上の人口が減少しております。人口が過去20年で4割増を果たした千葉県流山市の井崎市長は、施策なきビジョンはファンタジーであり、ビジョンなき施策はカオスであると言い切り、どういった人たちが選ばれるまちにしていくのかを検討し、メインターゲットを共働きの子育て世帯と明確に設定し、補助金による人口の奪い合いではなく、選ばれる環境づくりを進めるために、通勤、買物、休日の過ごし方、子供の送り迎え、遊ばせ方といった日常生活から、まちの情報へのアクセスまで配慮し、行動パターンを注意深く追って、まちづくりを進めてきた結果であると、国の人口減少対策にも苦言を呈しています。

令和7年度一般会計予算に当たり、新市施行20周年を迎える本市における新たなステージとなる新糸魚川へ向け、ビジョンある施策によってマーケティング手法のさらなる改善を尽くし、地域を発展させていく未来創造の道筋を熱意を持って市民企業に示すことが必須になると考えます。

まず初めに、令和7年度糸魚川市一般会計予算の重点施策である、1、地域内経済の循環において、消滅可能性自治体から脱却し、持続可能なまちづくりを目指す移住・定住促進事業、UIター

ン支援事業では、県の補助財源がなくなることを契機に、補助金による人口争奪戦となる過去の施策を検証し、事業費は昨年より減少となりますが、若者や子育て世代から選ばれるUターン者をターゲットに絞ったマーケット志向のライフサイクル支援策の一環として、移住・定住策に転換した結果であると評価しており、施策事業費が有機的に有効活用されることによって、住み続けられる移住・定住者の着実な増加へとつながることを今後の実績で示していただきたいと思います。

また、創業支援事業においては、過去7回の糸魚川創生塾の受講者が166名に上り、うち42名が市内において起業しており、特に女性の定着、所得向上につながる女性企業の創業が期待され、女性起業家に対する創業支援事業の割合補助アップなど、女性が輝き、活躍できる魅力ある地域となるよう、さらなる推進を望みます。

次に、公民連携による地域内消費を図る地場産材利用拡大事業により、市内面積の87%が森林である本市にとって、地場産材が活用され、森林資源の保全にもつながり、新たな価値が生まれ、川上から川下までの経済循環につながります。

また、公民連携による雇用の創出を図る多様な働き方推進事業においては、育児や介護などで就労が困難な方へ向けた働く場を創出し、さらに民間投資も呼び込み、駅北エリアの点から面へのさらなるにぎわいを創出し、女性が多く働くビジネスエリアとしての価値を見いだされ、地価上昇にもつながる事業だと期待しております。

続いて、昨年8月、中央4県の新潟、長野、山梨、静岡を横断する黄金KAIDOプロジェクトとして、静岡の土肥金山から、大糸線の南小谷駅から根知駅まではサイクルトレイン、そして、久比岐自転車道を通り、佐渡金山まで結ぶ合計550キロに及ぶサイクルルートが設定されました。これを交流人口、関係人口の拡大を図る千載一遇のチャンスと捉え、重点施策となつてはおりませんが、サイクルツーリズム推進事業によって、観光、宿泊、飲食施設へのサイクルラック設置やリペアスポットを設置することにより、サイクリストの受入れ、景観スポットを含むルート環境整備と安全確保を図るとともに、広域観光連携事業とともに施策連動させ、世界に冠たる白馬へのアクセスができる玄関口、北陸新幹線糸魚川駅としてインバウンド客にも強力に発信し、地域観光、経済活性化につながる誘客の拡充・推進を目指していただきたいと思います。

2つ目の重点施策である命を守る医療・健康・福祉充実においては、本市における医療救急体制の維持・確保を大命題として、新規の厚生連病院緊急支援事業をはじめとした救急医療対策事業、医療人材確保対策事業、市内産婦人科確保対策事業等の総合的な取組によって、今後の新潟県地域医療構想を見据えた福祉・介護とも連携した市内医療体制を必ず構築していただきたいと思います。

また、妊娠アシスト事業、妊産婦支援事業、産前産後サポート事業、産後ケア事業によって、切れ目なく1人にしない寄り添う伴走支援を図り、安心して子供を育てられる子ども医療費助成事業と病児保育事業、特別保育事業、休日保育事業においては、共働きの子育て世帯の仕事と家庭の両立支援として、困ったとき、預けたいときに安心して預けられる環境を整えるとともに、引き続き依頼に応えるよう拡充していただきたいと思います。

多子世帯への支援となる第3子以降の保育料無料を含め、切れ目のない各種支援事業により、安心して子供を産み育てられる優しいまちづくりを市民総ぐるみで共に実現したいと考えます。

そして、生き方子育て支援複合施設整備事業は、駐車場整備工事と学識経験者等で構成する選定委員会における厳正な審査の結果、最優秀提案として選定された優先交渉権者による実施設計に係

る委託料である、令和8年6月の議会において、整備工事の全容、供用開始が令和11年に延期された点や物価高騰分を含め、実際に係る積算の詳細を明らかにした上で、ともに上程される運営事業の施設条例と併せ、整備工事の契約締結をするか否か、慎重に審議・議決される予定のものであり、妥当と考えます。

3つ目の重点施策である教育推進における昨年より再開された香港への中学生海外派遣事業では、視野を広げ、国際感覚の醸成を図り、海外の視点から、改めて日本、当市のすばらしさを実感する事業でもあり、今後も希望する生徒全員が参加できるよう予算確保をお願いしたい。

高校を核とした地域人材育成事業の地域おこし協力隊事業では、3高校の魅力化を図り、3年間の契約期間を全うし、当市における優位な地域人材として定着してもらえるよう抜本の見直しと支援体制の再構築を図っていくことを強く求めます。

また、小中学校の学校在り方検討事業においては、不登校の子供が増える中、学びの多様化への対応、生徒の減少による学校適正配置について委員会を立ち上げ、検討いただくとともに、次期学習指導要領では、2030年以降の学校教育の姿を描くとも言われ、文部科学省は昨年12月、中央教育審議会に次の改定に向けた検討を諮問しました。今回の諮問で強調されたのが、画一的な教育から脱した柔軟な教育課程の在り方で、授業時間の短縮の工夫や子供たちの理解度に応じた事業の実現で、多様な子供たちが主体的に深く学べることを目指しているものです。ぜひ委員会で質問内容を併せて検討し、より実りあるものにしていただきたいと思います。

4つ目の重点施策である社会の動きへの対応について、まちづくりは人づくり、地域づくり人材育成事業によって、特に若い世代を担う若者が活躍できるよう、地域リーダー研修や若者ミーティングを開催し、若者の活性化、比較力の向上、市内外の交流企画によって新たな出会いが生まれ、また、結婚新生活支援事業によって、婚姻時の経済的負担が軽減され、婚姻時の増加、移住・定住の促進が期待されます。豊かさを実感できる持続可能な成長をするまちづくりへとつながることを願います。

続いて、津波避難誘導看板整備事業により、観光客も含めた津波避難に対応できるようにするとともに、地震による建物被害を軽減し、災害に強いまちづくりを推進する安心・安全スマイル事業、そして自主防災組織育成事業、地区集会施設整備助成事業、防災備蓄品整備事業により、自助、共助、公助で、災害関連死を防ぐ避難所整備運営体制の構築を図り、さらに福祉避難所の設置、拡充へとつながる年度としていただきたいと思います。

結びに、自然災害や円安による輸入物価の高騰によるコストプッシュ型インフレ、実質賃金が上がらない中で令和7年度の国民負担率は、昨年より0.4%上がり46.2%となる見通しで、東京一極集中、人口減少、少子高齢化等の恒常的な課題など、内外の難局が同時かつ複合的に押し寄せ、まさに物価高騰で市民、企業が困惑しているさなかにおいて、提供を注視し、今後、市民、中小企業を救う現在を含めた希望の光が見える施策を強く要望するとともに、新市長の下、ビジョンを掲げ、地域を発展させていく、これらの重点施策が令和7年度中に完遂されることを切望し、議案第2号、令和7年度糸魚川市一般会計予算についての賛成討論といたします。

○議長（保坂 悟君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号、令和7年度糸魚川市一般会計予算を採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（保坂 悟君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第3号、令和7年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第4号、令和7年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第5号、令和7年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第6号、令和7年度糸魚川市介護保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第7号、令和7年度糸魚川市有線テレビ事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第8号、令和7年度糸魚川市集合支払特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第9号、令和7年度糸魚川市ガス事業会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第10号、令和7年度糸魚川市水道事業会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第11号、令和7年度糸魚川市簡易水道事業会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第12号、令和7年度糸魚川市下水道事業会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第29号、令和7年度糸魚川市一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第 8. 議案第 27 号

○議長（保坂 悟君）

日程第 8、議案第 27 号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 27 号は、教育委員会委員の任命についてでありまして、齊藤里沙さんの任期が令和 7 年 5 月 19 日をもって満了となりますことから、後任として松田早央里さんを任命いたしたく、議会のご同意をいただきたいものであります。

以上であります、よろしくお願い申し上げます。

○議長（保坂 悟君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、説明に対する質疑に入ります。

本案の質疑は、1 人 15 分以内としてください。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより、議案第 27 号、教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

日程第 9. 議案第 28 号

○議長（保坂 悟君）

日程第 9、議案第 28 号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 28 号は、固定資産評価審査委員会委員の選任についてでありまして、山岸洋一さんが、令和 7 年 5 月 18 日をもって辞任いたしますことから、後任として倉又雄二さんを選任いたしたく、議会のご同意をいただきたいものであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（保坂 悟君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

本案の質疑は、1 人 15 分以内としてください。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより、議案第 28 号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

日程第 10、議案第 31 号

○議長（保坂 悟君）

日程第10、議案第31号、令和6年度糸魚川市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第31号は、令和6年度一般会計補正予算（第7号）でありまして、歳入歳出それぞれ8,450万円を追加いたしたいものであります。

歳出の内訳といたしましては、3款民生費では、災害救助費の追加であり、岩手県大船渡市で発生した林野火災に際して、本市消防本部から緊急消防援助隊の派遣を行っており、その活動に必要な経費を補正するものであります。8款土木費では、道路除排雪事業の追加であり、2月の大雪により、ほぼ既決予算を執行する状況となり、3月中の除排雪経費の不足が見込まれることから、補正をお願いいたすものであります。

次に、歳入でございますが、所要の一般財源につきましては、前年度繰越金を充当いたしました。詳細につきましては、この後、所管の部・課長が説明いたします。

以上でございますが、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

猪又財政課長。〔財政課長 猪又悦朗君登壇〕

○財政課長（猪又悦朗君）

それでは、補正内容につきまして、資料でご説明いたします。

お手元に配付いたしました議案第31号資料、一般会計補正予算（第7号）の概要をご覧ください。

1ページをお願いいたします。

1、災害救助費につきましては、岩手県大船渡市で発生した林野火災に対応するため、本市消防職員による緊急消防援助隊の派遣活動に係る時間外勤務手当や旅費、消防車両の燃料費等450万円の補正をお願いするものであります。被災状況は、3月13日午前10時に消防庁災害対策本部が発表したとおりでございます。

（2）緊急消防援助隊の動きをご覧ください。

本市からは、大船渡市三陸町綾里地区へ、2月27日の第1次隊から3月10日、4次隊まで派遣しております。

なお、3月10日をもって現地活動は終了しております。

派遣部隊の構成は、消火小隊1隊4人、後方支援小隊1隊2人の計6人であり、延べ8隊24人を派遣し、消火活動及び警戒活動を実施したものであります。

裏面2ページをお願いいたします。

2、道路除排雪事業につきましては、2月の大雪により、予算額をほぼ執行したため、3月中の除排雪経費の不足に備え、所要額を追加するものであります。

今冬の機械除雪に係る作業委託料は、(1)執行見込額の表中、予算額A欄の合計、12月補正を合わせて予算額8億円で対応しておりましたが、2月2回の寒波によりまして、2月末時点での支払い実績額が、実績欄の合計欄をご覧ください。

約7億8,000万円に達し、3月にまとまった除雪がありますと、予算不足が生じるおそれがあることから。

(2) 予算補正予算額をご覧ください。

今回、除排雪委託料8,000万円の追加をお願いするものであります。

(3) は、過年度実績として、令和元年以降の実績額を記載しております。

説明は以上です。

○議長（保坂 悟君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

本案の質疑は、1人15分以内としてください。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第31号、令和6年度糸魚川市一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第11．糸魚川市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

○議長（保坂 悟君）

日程第11、糸魚川市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選といたしたいと思  
います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法については、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思  
います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、糸魚川市選挙管理委員会委員に糸魚川市田伏の吉岡隆行さん、同じく田海の山崎利行  
さん、同じく桜木の池田正吾さん、同じく四ツ屋の伊野昌子さん、以上、4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方々を糸魚川市選挙管理委員会委員の当選人と定めるこ  
とにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました方々が糸魚川市選挙管理委員会委員に当選されました。

ただいま当選されました方々には、会議規則第32条第2項の規定により、後ほど告知いたしま  
す。

次に、糸魚川市選挙管理委員会委員補充員につきましては、次の方を指名いたします。

糸魚川市寺地の渡邊修一さん、同じく桂の瀧 明子さん、同じく寺町の有水嘉代さん、同じく上  
覚の佐藤 弘さん、以上、4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方々を糸魚川市選挙管理委員会委員補充員の当選人と定  
めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました方々が糸魚川市選挙管理委員会委員補充員に当選されました。次に、補充の順序についてお諮りします。

補充の順序は、ただいま議長が指名いたしました順序にいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、補充の順序は、ただいま議長が指名いたしました順序に決定いたしました。

ただいま当選されました方々には、会議規則第32条第2項の規定により、後ほど告知いたします。

日程第12．発議第2号

○議長（保坂 悟君）

日程第12、発議第2号、子育て支援複合施設の建設を見直す要望を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古畑浩一議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

古畑議員。〔16番 古畑浩一君登壇〕

○16番（古畑浩一君）

それでは、子育て支援複合施設の建設を見直す要望書について、ご説明申し上げます。

なお、朗読をもって、それに代えさせていただきます。

子育て支援複合施設の建設予定地とする旧東北電力ビル解体工事も、5度の入札を行うも不調に終わり、ついには入札中止となり、新年度での検討課題となった。不調に終わった原因については明らかになってないが、解体工事費の不足であることは明白である。この解体工事費は、今年の6月議会にて、当初、基本計画で5,600万円としていたものを約8割増の9,800万円に増額した際も、積算根拠が甘いとの指摘をされている。

このことから、米田市長は、これ以上の解体費の増額は自身の責任問題に関わるとしてか、これを認めず、入札方式のみを見直すこととしておりますが、どこをどう見直すのかという具体的な具体案も示さず、解決策を見いだせないまま、次期市長へ丸投げしているのは、あまりにも無責任と言えます。

解体工事費でさえ予想をはるかに超える費用である以上、子育て支援複合施設の本体工事費の増大も十二分に予想される。全国的にも建設費の予想を超える高騰に、計画の変更、凍結、中止を決定する自治体も多い。もともと反対や疑問の声も多い子育て支援複合施設の建設計画に対し、糸魚川市としても、他の既存施設併設による事業規模の縮小、あるいは凍結や中止するなどといった根本的な事業見直しを強く要望する。

以上であります。

○議長（保坂 悟君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

東野恭行議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

東野議員。〔9番 東野恭行君登壇〕

○9番（東野恭行君）

みらい創造クラブの東野恭行でございます。

発議第2号、子育て支援複合施設の建設を見直す要望に対し、会派を代表しまして、反対の立場で討論させていただきます。

東北電力ビルの解体については、5度の入札を行うも不調に終わり、課題が残されたまま、新年度に移行しますが、その責任は、国の補助金適用期間延長、1年間の内諾により解決されるものと考えます。この事実は、先般の総務文教常任委員会において、報告されました。

新しい市長におかれましては、今後も行政の継続性と競争入札の原理原則に従い、情報の漏えいや予算執行に弊害を来さぬよう、引き続き慎重な対応を望むところであります。

発議第2号、子育て支援複合施設の建設を見直す要望を確認させていただきますと、計画どおりに実行できない現体制に責任を問うものと理解ができます。確かに今後の物価スライドによる建設費の高騰は、事業を見直す大きな理由となり得ますが、仮に、子育て支援複合施設以外の変更後の事業においても同様に考えられる事案であります。仮に、事業の中止や根本的な見直しになったとして、その判断によってもたらす影響と責任は、一体誰が取るのでしょうか。まだ見ぬ新しい市長でしょうか。今回の発言によって、議決する議会の責任でしょうか。その議会議員においても、改選の時期であります。

ゆえに、建設を見直す要望に対し、反対を申し上げます。

過去に賛成多数により議決した内容を覆すことは、容易ではないと考えます。子育て支援複合施

設の計画に疑問や反対意見が多いのならば、1年間期間が延長された時間を有効に活用し、行政も議会も再度そのご意見を傾聴し、対話をしなければならない、そのように考えます。

令和7年、令和8年は、子育て支援複合施設に関する予算が当初予算に計上される予定で、令和8年6月議会には、請負契約の締結議案が上程される予定と聞いております。そのときにも、議会がしっかりと判断しなければなりません。

子育て支援複合施設の計画は、駅北復興まちづくり計画において、市民の皆様が何度も議論を重ねてきたものであります。過去に賛成された議員におかれましては、これらを尊重し、推進されていることを忘れてはならないと考えますし、責任は重いものと考えます。糸魚川市立地適正化計画に記されているまちづくりの方針、若者・子育て世代が快適に暮らせる中心市街地づくりを目指し、計画を推進してまいりたいと考えます。人口減少が進む中、駅北の復興まちづくり計画に限らず、南北の震災によって発生した液状化現象における対策、駅南の市所有地の有効活用、願わくば、図書館の在り方検討から設置計画まで、糸魚川駅周辺の都市計画はスピード感を持って進めなければなりません。

新しい市政運営に期待を込め、子育て支援複合施設の建設を見直す要望に対し、反対を申し上げます。

○議長（保坂 悟君）

次に、田原 実議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

田原 実議員。〔18番 田原 実君登壇〕

○18番（田原 実君）

田原 実です。

発議第2号、子育て支援複合施設の建設を見直す要望に、賛成の立場で討論します。

私は、これまでの4年間、子育て支援複合施設の建設に対する市民から聞いた声や要望を議会で述べてまいりました。その中で、米田市長の考えるDBO方式では、本来のDBO方式のメリットが生きてこないのではないかと心配し、意見を申し上げてまいりました。

しかしながら、市長からは耳を傾けていただけませんでした。

4年前の市長選挙のとき、米田市長は、与えられた4年間、皆さんの気持ちをしっかりと市政に反映し、集大成を出していきたい。批判的な声も含めてしっかりと取り組むと決意を示しておられたはずですが。市長のいう皆さんとは、誰のことだったのでしょうか。

糸魚川市として、子育てへの支援は必要ですが、建設計画をこのまま進めることについては、見直すべきというのが多くの市民の声です。市民との合意形成、市民の声を聞くことが復興まちづくりの基本です。それなくしては、まちの再生はありません。市長からはリーダーとして、もっと市民の声に耳を傾け、計画を見直していただきたいのです。

なお、市民に選ばれた議員となった者は、この際、子育て支援複合施設の建設を見直す要望への賛否を示し、また、その理由を述べ、態度を明らかにして、市民の真意を問うべきです。保身に逃げることなく、議員の責任を果たすべきと私は考えます。

以上の理由をもって、発議第2号、子育て支援複合施設の建設を見直す要望に賛成いたします。

○議長（保坂 悟君）

次に、田原洋子議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

田原洋子議員。〔6番 田原洋子君登壇〕

○6番（田原洋子君）

こんにちは。田原洋子です。

発議第2号、子育て支援複合施設の建設を見直す要望について、反対の立場で意見を述べます。

施設整備に見直しを求める方の理由は、子供が少ないから屋内遊戯施設は要らないですが、それはあまりにも短絡的な考え方ではないでしょうか。

確かに糸魚川市では、子供の数が減っています。しかし、子育て支援について、糸魚川市が現在抱えている問題を解決するためには、様々な要素が関わっていることを理解しなければなりません。

まず、子供が少ないからこそ、周りに同じ年齢の子供がおらず、子育てを同じ立場で話せる親同士の交流ができず、発育に心配がないのか、自分の子育てが間違っているのではないかと悩んだときに気軽に話せることができないという現状があることを忘れてはいけません。

屋内遊戯場は、ただ単に遊ぶ場所ではなく、遊んでいる様子を職員が観察して、こちらから見て気になる方には声がけをして、必要な支援があれば相談窓口につなげる。つまり、遊びを通じて支援が必要な人にいち早く気づき、支援につなげるための施設でもあります。相談窓口があるから、そこに行けばいいというわけではありません。相談窓口に来る相談の電話をする方は、自ら支援につなげることができますが、大切なのは子育てに不安がある。発育に心配があるにもかかわらず、相談する方法が分からない、相談することにハードルを感じる保護者に対して、相談に来ることを待っている糸魚川市でいいわけではありません。

また、広過ぎると言われているスペースは、発達段階に応じてゾーン分けする必要がある、トイレや便座の高さや大きさも発達段階に応じて違うものが必要となっております。手洗いコーナーや絵本などに触れ合うスペースもあるためです。

次に、屋内遊戯施設は、天気の悪い日だけ使うのではないかという意見に対し、ただ天気が悪いというのは、この冬だけではなく、ここ数年の猛暑では、熱中症だけではなく、屋外の遊具は熱を帯び、小さな子供では火傷につながる危険性があることも屋内遊戯場が必要な理由ではないでしょうか。

また、上越市などに屋内遊戯施設があるから、そこに行けばいいという意見も現実的ではありません。子育て中にとって片道1時間は、貴重な時間であり、子供がぐずった場合、ちょっと遊ばせて気を紛らせるために、往復2時間をかけるというのは現実的ではないのです。そんな時間があれば、掃除や洗濯、おかずの作り置きなどをして、たまった家事をこなしたいと、ゆっくり休息したいというのが現実です。

大きな声で反対反対と言ったり、何度も同じ方が反対反対と言えば反対の声が多いように感じることも事実ですが、小さな声で賛成賛成と言ったり、賛成の声をそもそも出さない方がいることも見過ごしてはいけません。

また、反対する方の意見で多いのは、お金がかけ過ぎているとありますが、今回、整備が計画されている駅北のエリアは、駅北大火からの復興まちづくり計画のにぎわい創出だけではなく、復興まちづくりに都市機能誘導施設と子育ての支援機能があることで、立地適正化計画に整合することで、国からの助成金が50%受けられる有利な立地という理由があります。この助成金は、給食の無償化や保育料の無償化に適用できるものではありません。目的を持った国の助成のため、整備費の約14億3,000万円は、糸魚川市が自由に使える予算ではないのです。

また、この整備費の約14億3,000万のうち、国の補助金が約7億1,500万円、残りの2分の1は過疎債で、国から70%が交付金として戻ってきます。残りの2分の1の30%と過疎債の対象経費を除いた分が、糸魚川市の実質負担金となります。つまり、糸魚川市の実質負担金は、約2億6,500万円であることを市民に説明する必要があります。もちろん国費であっても税金であることに変わりはありませんので、大切に使いななければいけません。

次に、運営費5,000万円のうち約1,000万円は、現在、既にある子育て支援センターが移転するものであり、その多くが子育て支援として、国や県からの助成金があること、もし糸魚川市が小中学校の給食費を無償化するためには、糸魚川市の財源で毎年約1億5,000万円が必要となることも考えなければいけません。さらに、今までの支援センターは、月曜日から金曜日の平日のみで、土曜日に利用できるのは第2土曜日の月1回であります。駅北子育て支援複合施設は土日もオープンするので利便性が向上することも付け加えて説明しなければなりません。

では、この事業は簡単に中止できるものでしょうか。

つい先日、2月5日、総務文教常任委員会の資料によれば、令和4年度から令和6年度末にかけて既に国から用地取得、物件補償、解体設計、解体工事、本体設計などで、国から補助金を交付されている1億3,121万5,676円となっており、中止した場合、全額を国へ返還する必要があります。さらに設計委託費のうち、令和6年度分の294万300円は、支払いをする必要があります。

そもそもこの計画のスタートは、駅北大火からの復興とにぎわい創出であり、令和元年5月に設置された糸魚川市駅北復興まちづくり調査特別委員会は、令和2年12月に結審報告を行い、その中に、今後、整備予定のにぎわいの拠点施設については、子育て支援機能を有した施設としているが、計画段階において利用者である子育て世代、地元住民と関係団体に十分説明と連携を図ることとあります。この内容は、令和3年1月25日発行の議会だよりにも掲載されているため、既に令和3年から多くの市民は、駅北に子育て支援施設ができると認識しております。計画に当たり、担当課が、商店街や子育て世代など様々な団体から何度もヒアリングを行い、市議会では、建設産業常任委員会が令和3年10月28日に旧東北電力ビルの現地確認から始まり、現在、総務文教常任委員会に引き継がれてからも審議が繰り返されてきました。そして、令和6年10月12日には、糸魚川地区公民館で提案に関するプレゼンテーションが市民に公開で行われ、優先交渉者が決定しています。さらに令和7年1月10日発行の広報いといがわでは、(仮称)駅北子育て支援複合施設の基本協定を終結しました。子育てを全力で応援、子育てするなら、糸魚川と施設の外観や屋内のイメージ図が、2ページに見開きカラーで紹介されています。

ここまで進んでいる計画に対して、今さらやめたとか、国に対して、やっぱり1年間の延長をしてもらいましたが、その事業は中止となりましたと言えるのでしょうか。

駅北子育て支援複合施設整備事業に対して、様々なご意見があることは私も承知しております。しかし、私がお願いしたいのは、子供が少ないから要らない、無駄、こんなものを造るのかという、一歩間違えたら子供に対して否定的になる言い方をしてほしくないということです。こんな冷たい言い方をされたら、子育て世代は、糸魚川に住み続けたり、糸魚川にUターン、Iターンしてこようと思うのでしょうか。少子化対策は、無償化で金銭的な負担の軽減だけではなく、子育ての環境づくりも大切なのです。

税金の投入で言うならば、スキーやゴルフをしない方にとっては、スキー場やゴルフ場は必要のない施設となります。しかし、雇用の創出、スポーツ振興、健康増進、地元事業者からの備品購入や修繕費、利用者による経済効果を考えると、一方的に必要な施設とは言い切れません。同じように屋内遊戯施設が、市民だけではなく市外から人を呼び込み、経済波及効果がある施設となることを考えられるということもできます。

出生数が高く、奇跡の町と話題になった岡山県奈義町では、財源がなくなったら続かなくなるばらまきではなく、2人目、3人目も産んでも大丈夫という環境づくりが大切だという方針です。これから糸魚川を担っていく子育て世代が長年欲しいと望んでいて、早く遊ばせたいと建設を待っている屋内遊戯施設と、新たに一時預かりの機能を有する施設に対して、計画を中止、先延ばしするようでは、糸魚川の子育て世代に夢が持てなくなってしまいます。

議員の皆様におかれましては、今いる子供たちのためだけではなく、将来の糸魚川市を担う子供たちに対して、駅北子育て支援複合施設総合事業は、糸魚川市の子育て環境向上に必要な不可欠な施設であることをご理解いただきたいと思います。

また、市民の声を聞く私たち議員であるならば、ぜひこの子育て支援複合施設がどのような場所で、どのような雰囲気であれば行きやすくなるのか、にぎわい創出のためのアイデアを聞いて、よりよいものにしていくということに力をお貸しいただけないでしょうか。

以上で、発議第2号、子育て支援複合施設の建設を見直す要望について、反対の立場で意見を終わります。

○議長（保坂 悟君）

次に、田中立一議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

田中議員。〔11番 田中立一君登壇〕

○11番（田中立一君）

市民ネット21、田中立一です。

発議第2号、子育て支援複合施設の建設を見直す要望に、賛成討論を行います。

本発議に賛成する理由は、子育て支援複合施設の建設に市民の合意がまだ得られているとは言えないからであります。

本事業のことで、私に寄せられる意見は、ほとんど要らないであり、その一例を紹介させていただきますと、子育て支援は必要であるが、このような形ではない。人口減少が進み、財政の厳しい状況と運用が問われる中で、新しい巨額の箱物建設と運営費のかかる施設は必要ない。また、財源が厳しいとの理由で見直しされたり、廃止されたりしている事業が数多くあるが、それを言うなら、

まず、子育て支援複合施設整備事業こそ見直すべきだ。さらに、子育て支援施設に適した場所とは言えないなどの声も聞かれる。

また、昨年の能登半島地震の発生、それから新潟厚生連の経営難の表面化、そういったことを背景に、糸魚川市は、地域医療や地域公共交通の維持、確保、防災・減災対応等、喫緊で重要な多くの課題に直面しており、今後、さらに多額な予算も見込まれることなどである。

要望書に示されているように、建設予定地ビル解体工事費で、昨年6月議会で、当初予算5,600万円に対し4,200万円の増額も異例だったが、その9,800万円としたにもかかわらず、入札は昨年8月以来、前代未聞の5回の不調を繰り返していることなどに建設計画の対応や認識の甘さが指摘され、本解体の工事、本施設建設工事に対し、物価高、ガソリン高の影響を受けている市民の不信、そして今後の工事費、工期に不安を抱かざるを得ない状況となっている。

本定例会で上程された一般会計の補正予算や7年度予算には、物価高騰対策費や経営難に陥っている厚生連糸魚川総合病院への支援など含まれており、私は賛成しましたが、以上の理由により発議第2号、子育て支援複合施設の建設を見直す要望については賛成するものである。

以上です。

○議長（保坂 悟君）

次に、渡辺栄一議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

渡辺議員。〔7番 渡辺栄一君登壇〕

○7番（渡辺栄一君）

渡辺栄一でございます。

発議第2号、（仮称）駅北子育て支援複合施設の建設を見直す要望について、賛成の立場で討論を行います。

糸魚川市は、（仮称）駅北子育て支援複合施設の整備計画期間の延長を検討すると決めました。令和10年4月の供用開始を目指していたが、1年先の同11年4月に延ばして整備スケジュールの見直しを図ることとなった最大の原因は、同施設の建設予定地に建つ旧東北電力ビルの解体工事の入札が、昨年7月から今年1月まで不調が5回続いたことを踏まえ、市は入札方式などを見直すために年度内の発注手続を停止し、新年度に改めて再開するとしたためであります。

この時点で、同事業計画は、崩壊していると言わざるを得ません。市は、入札に参加した事業者があったかどうかも含めて、継続中の案件として詳細を明らかにしていません。解体費は、昨年6月、市議会で4,200万円の増額補正が認められ、9,800万円の予算が盛られています。恐らく昨今の物価高騰のあおりを受け、この金額では不足と見る向きが妥当と思われます。また、同様に設計建設費も12億4,185万円、運用費も年間5,000万円で収まる保証はどこにもありません。

令和7年3月現在の糸魚川市の人口は、3万7,829人とあります。毎年1,000人近くが減少しており、供用開始となる4年後は3万3,000人台になるかと思いますが、令和6年度の統計要覧、統計いといがわに記載のとおり、令和5年度は出生数は130人、婚姻数は83組とあり、11年前の平成26年の出生数286人、婚姻数150組とは明らかに違う状況にあり、未来

を予測して計画を立て直すべきと考えます。今後、残念ながら、当市の人口や子供の出生数は増えていくようなシナリオは見えておらず、新たに施設を建設するという選択は、現状ではよい選択肢とは思えません。

市民から頂いている大切な税金です。今ある既存施設を活用することで十分と考えます。箱物施設の維持管理費、負債・返済に持って行かれ、財政が硬直化して、ほかの行政サービスが縮小していくことを憂慮いたします。にぎわいの効果が期待できず、財政負担のみ重なるじり貧で懲りない先行投資の箱物建設に対して反対であります。

多くの議員各位のご賛同を心からお願いして、討論を終了いたします。

○議長（保坂 悟君）

次に、新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

新保議員。〔17番 新保峰孝君登壇〕

○17番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

発議第2号、子育て支援複合施設の建設を見直す要望について、賛成討論を行います。

子育て支援複合施設は、旧東北電力ビル解体工事の入札不調でストップした状態となっております。見通しが立たない状態のようではありますが、この際、根本的に見直す必要があるのではないかと思います。

上越・糸魚川沖地震の被害想定を考えれば、この場所も浸水する地域になっています。子供の施設を造ることは、大きなリスクを承知で造ることになり、責任を問われることになります。子供の施設は別な場所を検討すべきと考えます。駅北大会後に造られた現在の駅北広場キターレができるまでの経過を思い出しますが、施設建設が先にありきの取組になっていないか、よく考える必要があると思います。子育て支援複合施設の建設を見直す要望は、現状を冷静に見て判断することを求めるものであり、賛成であります。

以上です。

○議長（保坂 悟君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、発議第2号、子育て支援複合施設の建設を見直す要望を採決いたします。

本案の採決は、起立により行います。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（保坂 悟君）

起立少数であります。

よって、本案は否決することに決しました。

### 日程第13. 閉会中の継続調査について

#### ○議長（保坂 悟君）

日程第13、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務文教常任委員長、建設産業常任委員長、市民厚生常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり、米田市長から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（保坂 悟君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

#### ○市長（米田 徹君）

令和7年第1回市議会定例会閉会に当たり、お礼を兼ねまして、ご報告申し上げます。

去る2月17日から本日までの長期間にわたり、条例改正や新年度予算など、多数の重要案件につきまして、慎重なご審議をいただきましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

さて、この機会に3点について、ご報告申し上げます。

最初に、市制施行20周年記念事業について、ご報告申し上げます。

来る3月19日に市制施行20周年を迎えます。記念すべきこの日に、糸魚川市民会館において記念式典を開催するとともに、午後7時には市内3か所で同時にお祝いの花火を上げます。

また、明日15日、土曜日から22日、土曜日まで、駅北広場キターレや本町通りに面した市民公園においてイルミネーションを点灯いたします。

議員並びに市民の皆様からご出席、また、ご覧いただきますようよろしくお願い申し上げます。

2点目に、フォッサマグナミュージアム入館者200万人達成について、ご報告申し上げます。

開館から31年目を迎える4月上旬に、入館者数200万人を達成する見込みとなりました。

開館以来、糸魚川石など新鉱物や新種の化石の発見、ユネスコ世界ジオパークの認定、ヒスイの国石選定や新潟県の石指定など、様々な出来事があり、市民の皆様をはじめご協力いただいた方々に、心より感謝とお礼を申し上げます。

直前の入館者数の状況につきましては、随時、ホームページ等でお知らせいたします。

引き続き、糸魚川ユネスコ世界ジオパークの中核施設として、国内外の多くの方から訪れていただく魅力ある施設となるよう努めてまいります。

最後に、条例及び予算の専決処分について、ご報告申し上げます。

地方税法の改正に伴う市税条例、都市計画法条例及び国民健康保険税条例の一部改正など、法令の改正に伴う関係条例の一部改正について、3月31日に専決処分を行う予定であります。

また、6年度予算の歳入歳出整理補正についても、専決処分を行う予定にいたしております。

以上、3点について、ご報告申し上げます。

議員各位をはじめ、市民の皆様から、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、私は、市町合併直後の平成17年4月から5期20年間、全身全霊を傾注し、新市建設計画を早期達成と旧市町の一体感の醸成に力を注ぎ、市長としての職務を務めさせていただきました。この間、日本初のユネスコ世界ジオパーク認定、北陸新幹線開業など、市民と一体となって取り組んできた活動が成果として表れたうれしい出来事ございました。

一方、大雨による土砂災害や豪雪による雪崩災害、そして、令和6年元日に発生した能登半島地震への対応など、災害への対応にも取り組んでまいりました。

とりわけ平成28年12月22日に発生いたしました糸魚川駅北大火は、中心市街地の大部分が焼失し、火災としては初めての被災者生活再建支援法の適用を受ける大規模な災害となり、地元への対応はもちろんのこと、国への陳情など、様々に駆け回ってまいりました。全力で被災者の支援を行ってまいりました。まちの復興に当たりましては、地域住民や関係団体の皆様と議論を重ね、新たな町並みの形成や施設整備など、災害に強くにぎわいのあるまちづくりを進めてまいりました。

また、高齢化が進む中、市民が安心して過ごす上で、一番よりどころとしている地域医療の問題を他市と連携し、顕在化させ、県の政策に上げさせることもできました。

今申し上げた事柄以外にも様々な出来事があり、語り尽くせないほどの思い出がございます。しかし、市長としての職務を全うできたことは、議員の皆様をはじめ、市民の皆様方のご理解とご協力のおかげであったからこそと考えております。改めて議員の皆様にご感謝を申し上げますとともに、糸魚川市の発展と皆様の今後のご健勝とますますのご活躍を心よりお祈り申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

20年間、大変ありがとうございました。

〔拍手〕

#### ○議長（保坂 悟君）

以上で、本定例会は閉会となりますが、任期最後の定例会でありますので、議長より、一言ご挨拶申し上げます。

前期・後期と議長に選出された松尾徹郎前議員におかれましては、この間、糸魚川市議会ハラスメント防止条例を制定されました。本日の古畑浩一議会運営委員長の報告にもありましたハラスメントアンケートの結果において、1年前に比べハラスメントの件数は減少しており、職場環境の整備につながっていると考えております。これは議員各位のご協力によるものと確信しております。

また、昨年1月1日に起こりました能登半島地震において、中央区の液状化現象や京ヶ峰地区の擁壁崩壊、市内全域で起きた屋根瓦の落下等、大きな被害がありました。

そのような中、議員の皆様が目目の当たりにした被害状況について、市民の声や現場の声について、全員協議会を開催後、横山人美副議長を中心に報告をまとめ、行政に伝えるなど、災害復旧への行動を取っていただけましたことは、とてもよい取組とっております。

最後に、私ごとになりますが、昨年の12月2日に議長に就任させていただき、議長として、市議会という職場からハラスメントをなくすためのルールづくりを全力で取り組みたいと決意を述べました。短い期間ではありますが、横山人美副議長、議会運営委員会古畑浩一委員長、東野恭行副委員長に支えられる中で、貴重な体験をさせていただきました。

また、慣れない議事運営に協力いただきました全議員の皆様に、心より感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

また、米田 徹市長をはじめとした行政の理事者並びに部・課長の皆様におかれましても、2回の定例会でご協力いただき、心より感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

以上で、私からの挨拶といたします。

これもちまして、令和7年第1回糸魚川市議会定例会を閉会といたします。

長期間にわたり、皆様、大変お疲れさまでございました。

〈午後2時17分 閉会〉

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員